第32回金融審議会金融分科会第一部会資料『中間整理』に対する意見

第一部会·専門委員 太田 省三

『中間整理』 (議論のたたき台) (2) Ⅱ 規制内容 4. 行為規制 (2) 投資家保護規定の 拡充 [論点] について

(13ページ目下段から 14ページ目上段)

昨年の第一部会報告を踏まえた本年 7 月施行の改正金融先物取引法令における不招請勧誘 規制では、規制の適用除外とされる「継続的取引関係」について、顧客の範囲が極めて限定 的とされる等、昨年の第一部会における議論及び英国金融サービス・市場法よりも厳しいも のとなった。

外国為替証拠金取引については、社会問題化している現状に鑑み、特別に、初めて不招請 勧誘規制の導入が図られることとなったが、上述の如く、第一部会の議論を超える規制が具 体化された状況を踏まえれば、現在深刻な社会的問題となっていない金融商品について一般 的に不招請勧誘規制を導入することは、投資教育等を通じ金融リテラシーを高めつつ適切な 投資家保護を図り、一方で金融イノベーション等を阻害せず健全な金融マーケットを育成す るという、バランスのとれた投資サービス法制定に懸念を持たざるを得ない。

「貯蓄から投資へ」の円滑な流れを促すという投資サービス法の理念の下で、投資家に自己責任を持たせない過剰保護、過剰規制をかけることは、我が国において、所要のリスクを認容しつつ健全で競争力ある金融サービス市場を作ることができなくなることを恐れる。

従って、今後、社会的問題が具体的に発生し、投資家保護のための強力な規制の導入が必要と認められるような事態が明らかになった時に、外国為替証拠金取引の例に倣い、個別に 不招請勧誘規制を導入する対応が望ましい。

以上